

令和8年5月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社悠遊（法人番号：5040001095493） 代表者 謝 明華
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県市原市深城308-1 （本社営業所） 千葉県市原市深城308-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月9日及び令和7年10月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 業務の記録の不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(4) 運行指示書による指示義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年5月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	全日本観光株式会社（法人番号：6040001131594） 代表者 武 会文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市若葉区太田町85番地 (本社営業所) 千葉県千葉市若葉区太田町85番地
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 200日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和7年5月14日、令和7年6月5日、令和7年7月8日及び令和7年7月28日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(4) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5) 業務の記録の不実記載(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 20点 当該事業者の累積点数 20点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)